

Ⅲ「安らぐまち」の実現

1. 生活基盤の「安心」を支える

(1) 災害などに強いまちづくりの推進

◆ 総合的な空き家対策の推進

地域で問題になっている空き家等について、様々な相談等に応じるため、区役所に相談窓口を開設しています。相談を受けた空き家については、区役所で現地調査を行ったうえで、空き家の適正な管理や改善・除却等について、都市戦略局空き家活用推進課と連携して、所有者等が自主的に対応するように促します。

なお、一定の基準を満たす老朽空き家等の除却に対する市の補助制度「老朽空き家等除却促進事業」や、空き家の所有者が空き家情報を登録し、空き家を探している人に情報提供する「空き家活用推進課」も開設しています。

【問い合わせ先】

『相談窓口について』

総務企画課 Tel761-4045

『老朽空き家等除却促進事業について』 都市戦略局空き家活用推進課

Tel582-2777

『空き家の活用について』

都市戦略局空き家活用推進課 Tel582-2777

◆ 自主防災活動の支援

市民（自主防災組織等）による自主的な防災行動が展開されるよう防火・防災訓練や講話等を実施して、自主防災活動についての支援を行っています。（自主防災組織：市民防災会連合会、防災協会、事業所自衛消防隊等）

【問い合わせ先：若松消防署予防課 Tel752-0119】



防災訓練

◆ 消防団活動



若松区には、若松消防団及び洞海湾消防団の2つの消防団が設置されており、消防団は自分達の町は自分達で守るという郷土愛の精神に基づいて、市民及び企業で組織された防災の機関です。地域における消防防災のリーダーとして、平常時・非常時を問わずその地域に密着し、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担っています。災害や消火活動はもとより、イベントの警備や高齢者の住宅訪問、予防広報活動等も行っています。



消防ポンプ操法大会

【問い合わせ先：若松消防署予防課 Tel752-0119】

◆ 避難行動要支援者避難支援事業

災害発生時等の避難に特に支援を要する高齢者・障害者の名簿（掲載に同意の方のみ）を自治会に提供し、地域における避難支援体制の仕組みづくりを支援します。

詳細：北九州市ホームページ「避難行動要支援者避難支援事業について」

→ <http://www.city.kitakyushu.lg.jp/kiki-kanri/13801082.html>

【問い合わせ先：総務企画課 TEL761-4045】

◆ 宅地防災月間

毎年6月を「宅地防災月間」とし、危険な宅地についての改善指導や防災指導を行っています。梅雨前に自宅の擁壁等を確認し、補修等を行って災害を未然に防ぎましょう。

【問い合わせ先：都市戦略局開発指導課 TEL582-2644】

◆ 消防分署の整備

平成30年7月1日、ひびきの分署を開署したことに伴い、消防力の適正配置の観点から、島郷分署と藤ノ木分署を統合し、若松区用勺町に「石峯分署」を新設しました。

令和3年4月1日から運用を開始しました。



【問い合わせ先：消防局総務課 TEL582-3802】

◆ 地域と連携した避難所運営事業

大雨や台風などにより予定避難所を開設する際、市職員と地域住民が連携し、避難所の開設・運営を行う事業です。今年度は、4ヶ所の避難所で実施する予定です。

災害時には、人と人のつながりが大切です。日頃から地域コミュニティを大切に、防災意識の向上に取り組んでいきます。

【問い合わせ先：総務企画課 TEL761-4045】

(2) 犯罪のないまちづくりの推進

◆ 生活安全パトロール隊、地域防犯パトロール「みまもり隊」等



自治会等を中心に「生活安全パトロール隊」の結成を呼びかけ、小学校区ごと定期的に地域をパトロールし、街頭犯罪発生への減少といった効果を上げています。また、一部地域では、地域の方が犬の散歩やウォーキング、買い物などの日常生活において腕章を着用し、まちを見守る活動を行っています。



【問い合わせ先：コミュニティ支援課 TEL761-5324】

◆ 防犯灯の維持管理及び設置の支援

自治会が設置するＬＥＤ及びそれ以外の防犯灯について、設置や防犯灯維持のための経費の一部を補助しています。通学路の防犯灯の充実にも取り組んでいます。

【問い合わせ先：コミュニティ支援課 Tel761-5324】

◆ 防犯カメラの設置支援

平成２７年度から、自治会等が設置する防犯カメラに対して、設置経費の一部を補助しています。

詳細：北九州市ホームページ「防犯カメラ設置補助制度について」

→ <http://www.city.kitakyushu.lg.jp/shimin/26800021.html>

【問い合わせ先】

コミュニティ支援課 Tel761-5324

ただし、窓口は総務市民局安全・安心推進課 Tel582-2911

◆ 暴力追放運動



企業・地域団体・行政機関等で構成される「若松区暴力追放推進協議会」は、警察等関係機関と緊密に連携し、毎年１１月～１２月の間に開催される安全安心まちづくり若松区民大会（暴力追放・歳末防犯区民総決起大会）等により暴力追放、根絶の取組を行っています。

【問い合わせ先：コミュニティ支援課 Tel761-5324】

◆ 若松区防犯協会連合会の活動



自治会及び企業で構成される「若松区防犯協会連合会」では、安心して生活できる明るく住みよいまちづくりのため、地域防犯や職域防犯の各種活動を行っています。

【問い合わせ先】

防犯協会連合会事務局(若松警察署内) Tel771-8414

コミュニティ支援課 Tel761-5324

(3)社会環境やニーズに即した都市基盤・施設の維持

◆ 橋梁補修及び幹線道路の整備

若松区内の橋梁について、定期的に橋梁の点検を行い、適切な補修工事を行っています。また、国道199号、国道495号及び主要地方道北九州芦屋線などの主要道路を中心に、安全な走行性の確保を目的とした舗装補修を行っています。



【問い合わせ先:まちづくり整備課 TEL761-5326】

◆ 下水道管の更正工事

老朽化した陶器製の下水道管を、道路の掘削を伴わない工法で、管の内側から樹脂製に更正を行い、健全化を図る事業を行っています。令和6年度は、青葉台南3丁目と西天神町で行いました。

【問い合わせ先:まちづくり整備課 TEL761-5326】

◆ 若松ポンプ場の整備

若松区本町周辺の浸水対策として雨水ポンプを増強することで雨水排水能力を向上させるとともに、老朽化した中川通りポンプ場や藤ノ木ポンプ場等を統合し、耐震性や耐水化（津波・高潮対策）等の機能を備えた若松ポンプ場を整備することで、汚水排水機能の持続性も確保し、安らぐまちの実現を目指します。



【問い合わせ先:上下水道局下水道計画課 TEL582-2480】

2. 暮らしの「安心」を支える

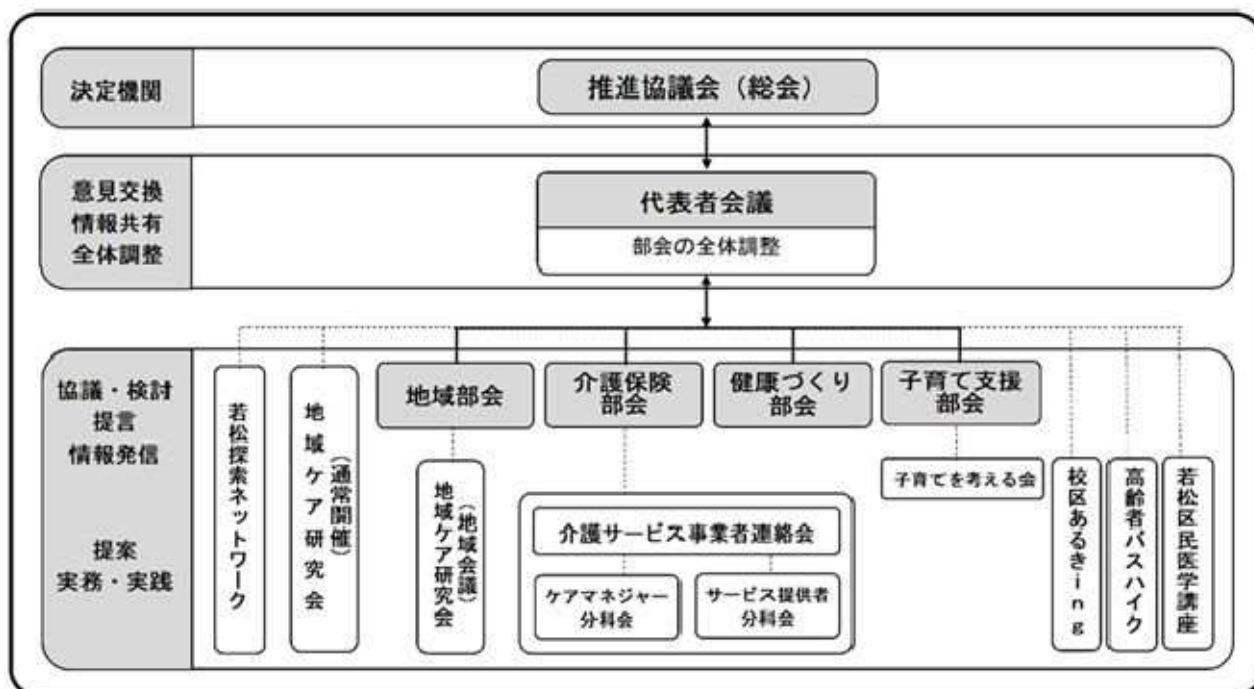
(1) 誰もが安心して暮らせる環境づくり



◆ 若松あんしんネットワーク(若松区保健・医療・福祉・教育・地域連携推進協議会)

子どもからお年寄りまでが、住みなれた地域や家庭で安心していきいきと暮らしていける地域社会を目指して、保健・医療・福祉・教育の関係者、地域住民（団体）、行政が連携・協働して、地域ケアネットワークの充実に取り組んでいます。具体的には、地域ケア研究会や講座・講演等の開催、若松あんしん情報セット等の作成・配布などを行っています。

< 組織図 >



【問い合わせ先:保健福祉課 TEL761-3078】

◆ いのちをつなぐネットワーク事業



区役所では、いのちをつなぐネットワーク係を設置し、孤立死を防止するため、住民や地域団体、地域に根ざした民間企業、行政などが連携して、支援や見守りが必要な人を「見つける・つなげる・見守る」活動を支えていく事業を展開しています。

詳細：北九州市ホームページ「いのちをつなぐネットワーク」
→ http://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/file_0471.html

【問い合わせ先:保健福祉課 TEL761-3078】

◆ 生活困窮者自立支援事業

生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対して、就労や住宅確保を支援するため、いのちをつなぐネットワークコーナーを設置し、「自立相談支援事業」「住居確保給付金(有期)支給」「家計改善支援事業」等を行っています。

詳細：北九州市ホームページ「生活困窮者自立支援事業」

→ <http://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/16500062.html>

【問い合わせ先：保健福祉課 TEL761-3078】

◆ まちかど介護相談室



介護の悩みや不安を持っている方のための相談窓口です。公益社団法人北九州高齢者福祉事業協会の会員施設のうち、市への登録を行っている施設に設置されています。経験豊富な施設の職員が、無料で電話や面談で介護や介護予防等の相談に応じます。

詳細：北九州市ホームページ「まちかど介護相談室」

→ <https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/16500252.html>

【問い合わせ先：保健福祉課地域包括支援センター若松1 TEL751-5281】

【問い合わせ先：保健福祉課地域包括支援センター若松2 TEL701-1035】

◆ 若松探索ネットワーク



徘徊の心配のある高齢者・障害者等の情報をあらかじめ全市統一の「認知症行方不明者等 SOS ネットワークシステム」に登録し、警察にも情報提供を行っておくことにより、登録者が所在不明になった場合に区役所、警察及び関係機関（消防・タクシー協会・市民センター、認知症サポーター等）が一体となって早期発見につなげます。

【問い合わせ先：保健福祉課 TEL751-4800】

◆ ふれあい昼食交流会



食生活改善や地域の交流を図るため、若松区食生活改善推進員協議会が、各市民センター・公民館等で、65歳以上の一人暮らし又は夫婦のみの世帯の希望者を対象に月1回程度実施しています。

【問い合わせ先：保健福祉課 TEL761-5327】

◆ 迷惑行為防止活動の推進

「若松南海岸地区」は、迷惑行為防止活動推進地区に指定されており、第1区及び第6区自治会がまち美化活動とともに、迷惑行為を防止するために指導や啓発活動を行っています。市では、啓発物品の支給等により、その活動を支援しています。



問い合わせ先：総務市民局安全・安心推進課 TEL582-2866】

◆ 交通安全の推進



若松区役所は、若松警察署や若松交通安全協会などの関係機関で組織された「若松区交通安全推進協議会」を運営しています。春・夏・秋・年末の交通安全運動期間中の街頭キャンペーンをはじめ、学校での交通安全教室などを行い、交通安全の推進に取り組んでいます。

【問い合わせ先:総務企画課 TEL761-0039】

◆ 交差点の交通安全対策



若松警察署と連携し、幹線道路の主要交差点において交通安全対策の整備計画を策定し、必要な安全対策を実施しています。

【問い合わせ先:まちづくり整備課 TEL761-5326】

◆ 通学路等の安全対策

若松区の小学校通学路等における交通安全施設整備計画を策定し、防護柵の設置、路側帯のカラー化、区画線、路面標示等の対策について重点的に取り組んでいます。

【問い合わせ先:まちづくり整備課 TEL761-5326】

◆ ボランティア日本語教室の運営



若松区及び周辺地区に居住する外国人住民に対するコミュニケーション支援の一環として開講されているボランティア日本語教室で、課外活動も多く取り入れています。

- 1) 若松日本語教室「かっぱ塾」
- 2) 学研ボランティアの会 日本語会話サークル

詳細:(公財)北九州国際交流協会ホームページ
→ <https://www.kitaq-koryu.jp/japanese/classroom/kitakyushu/>
【問い合わせ先:(公財)北九州国際交流協会 TEL643-5931】

◆ 外国人技能実習生に向けた市営住宅の空き住戸の有効活用

地域活力・経済力の向上に資することを目的に、北九州市の産業を支える外国人人材の居住環境安定のため、試行的に市営住宅の空き住戸を外国人技能実習生向けの住宅として活用します。

【問い合わせ先:都市整備局住宅管理課 TEL582-2556】

(2)地域医療提供体制や保健衛生管理体制の充実

◆ 食中毒感染症予防・生活衛生各種相談

食中毒の発生を予防するため、飲食関係営業者や自治会を中心に衛生指導や啓発等を行っています。また、生活衛生に係る各種相談を受け付けています。

【問い合わせ先:保健福祉課 TEL761-3769】